

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2,278人（厚生労働省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1980年代以降）と推定されており、いまだに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がまだまだ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

薬害肝炎救済法の前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の事項についても、救済法の対象とすべきである。

- 1 症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）。
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第6条第1号）。
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること。

よって、国においては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
厚生労働大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦